

令和2年度 第1回 防府市地域福祉推進協議会  
会議結果 **要旨等**

日 時	令和2年7月31日（金） 午前10時00分～午前11時40分
場 所	防府市文化福祉会館 3階4号大会議室
出席者	<p>【委員】 草平委員、長谷川委員、石田委員、内田委員、山崎委員、齊藤委員、 佐甲委員、松永委員、池永委員、椎木委員、中村委員、河田委員、山野委員、 湯面委員、廣森委員、西田宏江委員、山本委員、大下委員 (欠席：松村委員、西田秀樹委員)</p> <p>【行政等】 防府市健康福祉部長 防府市社会福祉協議会常務理事</p> <p>【事務局】 防府市社会福祉課、防府市社会福祉協議会</p>
傍聴者	なし

※ 以下、会議結果については、発言等の要旨のみを簡略化しています。

## 1 開 会

「防府市自治基本条例」及び「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱」に基づき、「公開」することを承認。

## 2 あいさつ

### <市健康福祉部長あいさつ>

令和2年度は、第二次計画の五カ年計画の最終年度となっている。目標計画を一つ一つ着実に進めていくとともに、本協議会を軸とした第三次計画をかたちにしていく大事な年である。

防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、福祉部門における最上位計画として位置付けられた。

市及び社会福祉協議会は、国の市町村地域福祉計画の策定ガイドラインにそった計画の策定に向け、関係部署とともに調整等図りながら策定を進めている。

市民アンケート調査結果、地区座談会での意見及び本協議会での意見を基に第三次計画策定に向けた作業をしていく。

## 3 議題

### (1) 役員選出

～草平委員を会長に選出、長谷川委員を副会長に選出～

### <会長>

地域福祉計画は、社会福祉法の改正で高齢者福祉や障害者福祉等の上位計画に位置づけられた。福祉に関しては、対象者別に細かく制度が構築されているので、地域福祉の中でどのように束ねていくかが、非常にむずかしい問題で、全国でもこの問題についていろいろ検討されている。

昨年、アンケート調査や地区座談会に参加して、防府市では共助や互助が進んでいる状況がわかった。そういう活動にさらに関わっていくことも重要であり、市の政策として保健福祉の連携、公の責任や住民の役割についても、この地域福祉計画で考えていきたい。今後の市庁舎の建て替え等考えてみると、保健福祉の行政の仕組みと住民参加の仕組みについて設備の面からも考えていかなければいけない。

### (2) 経過報告

#### <事務局>

「第三次防府市地域福祉計画・防府市活動計画策定スケジュール（案）」

【資料1】「5月1日に送付した資料に対する質問等の回答」について 説明

#### <議 長>

実施目標計画進行管理シートを含めた意見・質問を求めるも無し

### (3) 第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画の中間素案について

<事務局>

【資料5】第三次防府市地域福祉計画・防府市活動計画（中間素案）について説明

<委員A>

地域福祉計画の上位計画である第5次総合計画で実施した市民のアンケートの設問で、「地域の福祉の助け合い支え合いができるか」について、「そう思う」と「どちらかというとそう思う」をあわせて47.9%である。これを5年間で60%まであげていく計画となっている。このために、すべきことを地域福祉計画にも入れる必要がある。

38ページの「ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発」について、地域福祉計画策定にあたり実施した市民アンケートのP30の設問では、上位3位がすべてバリアフリー関係への不満である。これを改善しないと、満足度をあげるのは難しいと思う。計画の方向性として入れていく必要があると考える。

資料の質問の回答の6ページには、高齢者の取組の中で、高齢者のなんでも相談会と包括が地元に行って、行っているという回答があるが、こうしたことがバリアフリーを取り除いていくということを計画にいれていくべき。住民が出向かなければならぬなら、公共交通の運賃を割り引くなどの制度の面も考えていかなければ、バリアフリーは解決できない。

中間素案36ページの「福祉活動への参加促進」、63ページの「地域の課題は地域で解決していくための意識の醸成」とあるが、実際は、地域の住民をしっかり巻き込んでいかないと、地域の福祉は、成り立たない。なんらかのインセンティブを考えていくべき。例えばボランティアポイント制といったそれなりの動機付けが必要ではないだろうか。

情報発信について、素案に市広報や社協など、ホームページで情報発信するとあるが、紙媒体は、全戸配布すれば、市民に届くが、全員が見ているかという懸念がある。インターネットの活用も必要。ただ、現在の市社会福祉協議会のホームページは見づらい。本当に情報が受け手側に伝わるような情報発信が必要。

93ページに「計画の推進体制」について、地域の自治会連合会が、福祉の直接行動主体になっているのか。なっていないのであれば、単位自治会だけでいいのではないか。ここの表現と、下の民生委員・児童委員の区切りの説明をお願いしたい。

<事務局（社会福祉課）>

93ページの推進体制の実践主体について、住民・地域の丸の中の実践主体は、地域自治連合会・単位自治会となっている。住民・地域の中にそういうものがあることを表現した。下の地区民生委員・児童委員協議会については、点の意味が、民生委員・児童委員は分けられないので、一体的な民生児童委員協議会ということ。ここは、修正をしたい。

<委員B>

37ページの上から二行目。「市民活動支援センターを支援し」のところ、市の機関なので「通じて」という表記のほうがよいと思う。

46ページと42ページについて、42ページの方は、地域福祉の担い手の支援ということで、人に関する支援のことだと思う。42ページは、市の活動として、「市活動支援センター市社協と協力して地域活動を支援します」という記載になっている。46ページは、ボランティアセンターの整備拡充ということで、これは場所の整備と解釈しているが、こちらでは、市の対応は、「市社協と連携し市民活動支援センターの機能の充実を図ります」となっているので、上方(実施目標直下の説明文)の「社協とセンターと連携しそれぞれの活動拠点を活用することで」という表記と若干整合性がとれないと感じた。

前年度の協議会で、「次の計画には、外国人であるとか子ども食堂、地域食堂といった内容を盛り込むことも考えてはどうか」という意見があったが、58ページの相談支援事業の啓発と推進や、差別の解消、就労支援などのところに記載してはどうかと考える。今コロナで外国人の方も大変ご苦労されていると思うので、そういった外国の方の福祉に関する支援の記載がこれから計画には必要ではないかと考える。

また、地域食堂や子ども食堂についても計画に反映していく必要があると考える。

<事務局（社会福祉課）>

子ども食堂については、どのように入れるべきか検討させてほしい。

**<委員C>**

地域福祉の中で、一番問題と考えられるのが、34 ページ以降にある「ひとづくり」だと思う。問題は、活動する人の高齢化。活動の中心人物がある事情で活動できないとなると、その団体そのものが消滅してしまう。人材育成について計画にいろいろ書いてあるが、担い手の育成、人材の発掘をいかにするかというのが地域福祉の発展につながると思うので、そのあたりをどう計画に盛り込んでいくのかご検討いただきたい。

**<委員D>**

市民のアンケート調査で、8割方の人がこの計画を知らないというのは、市民の身近なものになっているのではないか。38 ページのユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発についても、第二次計画での実施目標では、わかりにくい。市内でバリアフリー化をどう進めしていくかとか、市庁舎のユニバーサルデザイン化とかもっと身近な実施目標にしていかないと、なかなか身近なものにならないのではないか。もう少しきめこまかく、実施目標の内容等について検討してほしい。

**<委員E>**

今回、地域共生社会の実現ということがキーワードとして国から出てきている。全国の自治体がそれを実現するために、今回、新たに出た包括的支援体制という言葉の整理をどうするかということ。これについては、事務局からの説明で今後追加していくということだった。包括的相談支援体制を国の資料からみると、断らない相談体制をどのように作っていくのかということ。総合相談、いわゆるワンストップサービスをどう構築して、その中で専門職の連携、多機関の協働を進めていく、コミュニティソーシャルワーカーなどの専門職にどういう機能を持たせて動かしていくのかという制度設計をしていくのも地域福祉計画のもうひとつの柱である。行政側の方が制度を設計していくという地域福祉計画の基幹となるところであり、考えていただきたい。

また、多機関協働でいうと、包括化推進員という機関をつなぐ役職を誰がもって、どうつないでいくのかも専門職配置、専門職の機能の在り方として、計画に書いていかないと進まないものである。ぜひ庁舎の建て替えの時に、福祉部として、いろんな課をまたいだような相談が受けられるような、もしくは課が移動できるようなものを検討してほしい。

それから、社協の生活困窮。今は市からの委託であるが、制度の狭間にとなると、生活困窮になってくる。生活困窮、それから社協、行政の縦割りを横にさすような総合的な相談窓口の相談体制と支援体制。両方のハード面でのあり方というのをもう少し記載していくというのが、地域福祉計画の重要な上位計画としての部分であり、もう少し検討し、詰めてほしい。

もう一つ、計画の中に社会福祉法の改正の変遷についての記載を検討してみてはどうか。

**<議長>**

今回、地域関係団体がそれぞれ実施目標の関係者として特だししてあり賛成であるが、ただ、それぞれの実施目標にかかる団体や地域の関係者が異なってくるので、誰に向かっていっているのかが伝わりにくい、特に想定される関係機関を例示してみてはどうか。

**<委員F>**

5月1日送付分の資料1の6ページで、コミュニティバスのことを質問したが、他の自治体では、商工組合とかタクシー業者が高齢者に限らず、外出をするのに難しい方に対する対応として、バスなどを運営している。防府もできたらと考えた。

#### (4) その他

**<社会福祉協議会常務理事あいさつ>**

皆様、時間が制約された中で貴重なご意見、ご提案をいただき、大変な有意義な協議ができたことを感謝申し上げる。皆様からのご意見を参考とさせていただき、計画の策定を行いたい。また、新たな課題にもしっかりと対応していく。

本日は、誠にありがとうございました。